

講義録レポート

講義録コード 06-12-9-101-07

講 座	社会保険労務士	テーマ	上級本科生で合格を勝ち取る学習法
目標年	2012年合格目標		～総合本科生からのステップアップ学習法～
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	1 枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	3 枚	

配布教材	・レジュメ(3枚)
備考	

社 労 士 講義録				科 目	無料公開セミナー	コース	上級本科学び合格 を勝ち取る学習法	回 数	1回
-----------	--	--	--	--------	----------	-----	----------------------	--------	----

配布 物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講 師	高 橋 先生
	★実力テスト：あり []	なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし				

テキスト ページ	黒 板 内 容
	板書なし

【上級本科で合格を勝ち取る学習法】

1. 本試験の合格レベル

基礎的知識で解けるもの (◎) (見たことがある問題)	《知識型》	
	やや細かい知識を問うもの《知識型》	
	応用問題 (△)	基本的知識から推論、読解力で解ける問題《推論型》
難問 (細かい知識) (●) 《知識型》		
(平成 23 年度選択式分析)		
◎24 問	△ 9 問	●7 問 (TAC 分析による)
(平成 23 年度択一式分析)		
◎46 問	△16 問	●7 問 (TAC 分析による)

2. 対策 (受験経験者の学習法)

- (1) 法律の特色に応じた対策をとる
- (2) 基本知識の定着

- ① {
・ 条文
・ 定義
・ 制度趣旨
}
- 理解→記憶

例題 1 (平成 23 年択一 労働基準法問 4)

D 労働基準法第 36 条に定めるいわゆる 36 協定を締結した労働者側の当事者が労働者の過半数を代表する者でなかったとしても、当該協定を行政官庁に届け出て行政官庁がこれを受理した場合には、当該協定は有効であり、労働者は使用者の時間外労働命令に従う義務を負うとするのが最高裁判所の判例である。

(× 正解肢)

例題 2 (平成 23 年択一 労一問 5)

A 労働組合法における「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

(○ 正解肢)

例題 3 (平成 23 年度 択一 国年問 7)

B 昭和 60 年改正前の国民年金法の規定により任意加入できた期間のうち任意加入しなかった 20 歳以上 65 歳未満の期間は、合算対象期間とされる。

(× 正解肢)

例題 4 (平成 23 年度 択一 国年問 9)

A 第 1 号被保険者 (保険料の一部免除を受ける者を除く。) が保険料の法定免除に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しない。

(○ 正解肢)

② 点の知識を線の知識にする

(例)

労基法 40 条

別表第 1 号から 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第 32 条から第 32 条の 5 までの労働時間及び第 34 条の休憩に関する規定について、**厚生労働省令で別段の定め**※をすることができる。ただし、この別段の定めは、労働基準法で定める基準に近いものであって、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

※ 例

則 25 条の 2、1 項→1 週間の法定労働時間 44 時間

則 31 条→一斉付与の例外（労使協定がなくても休憩を一斉に与えないことができる）

労基法 60 条 1 項

第 32 条の 2 から第 32 条の 5 まで（変形労働時間）、第 36 条（労使協定による時間外及び休日労働）及び**第 40 条（労働時間及び休憩の特例）の規定**は、満 18 才に満たない者については、これを適用しない。

(3) 過去問を習得する

例題（平成 21 年 択一 労働基準法問 4）

D 労働基準法第 24 条第 1 項の定めるいわゆる賃金全額払いの原則は、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであり、使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて得た利益を、使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除して支払うことはおよそ許されないとするのが最高裁判所の判例である。（×）最一小 昭和 62.4.2

例題（平成 23 年 選択式 労働基準法）

3. 「使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、右労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり右利益〔…（略）…〕の額を賃金額から控除することができるが、右賃金額のうち労働基準法 12 条 1 項所定の に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である」とするのが最高裁判所の判例である。 最一小 昭和 62.4.2

(4) 問題の解き方を習得する（推論力を高める）

例題 1（平成 23 年度 択一 労災 問 6）

D 業務に起因する医療従事者等のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症は、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 1 号（業務上の負傷に起因する疾病）に該当するものとされている。（× 正解肢）

例題 2（平成 23 年 択一 労一 問 1）

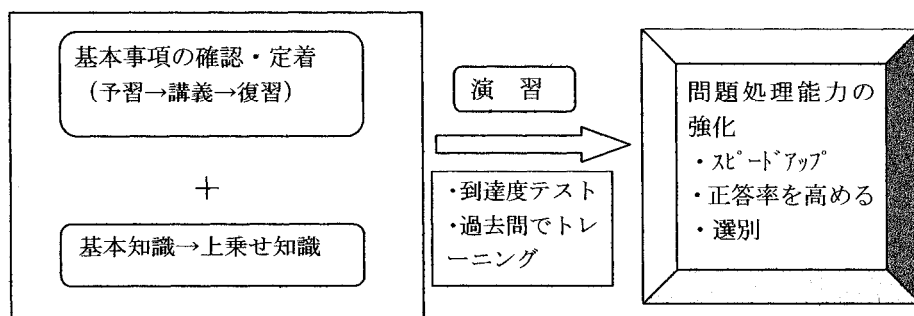
B 300 人未満の企業に入職した人が求職活動においてインターネットを利用した割合は 1 割未満にとどまっているので、この規模の企業の求人活動において、インターネットを使って情報提供することの重要性は低い。（× 正解肢）

例題 3（平成 23 年 択一 社一 問 7 確定給付企業年金法）

A この法律において被用者年金被保険者等とは、厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員、並びに私立学校教職員共済制度の加入者をいう。（×）

3. 上級本科のカリキュラム

① スタート時点から応用力強化



② ハイレベルテキストの特色

《構成》

基本条文

→ 解説



関連条文

関連通達

(労基は+判例)

《特色》

- ・ ランク分け
- ・ 法改正の表示 (直近2年分)
- ・ 過去問10年分の出題箇所を表記 (過去問番号)

4. 目的意識をもった学習

(問題を解くプロセス)

